

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
【職業能力開発(ポリテクカレッジ、ポリテクセンター等)】	
<p>①在職者訓練</p> <p>○地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止する。</p> <p>○時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。</p> <p>②職業能力開発大学校</p> <p>○時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る。</p> <p>③離職者訓練</p> <p>○民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間委託の拡大を図り、機構の行う訓練についても、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)に反映。 ・平成14年度に真に高度な訓練についての基準を策定し、それに基づく訓練コースの精査・改廃を行った結果、地方や民間で可能な訓練は15年度までに廃止。なお、真に高度な訓練の基準については、平成17年度に見直しを行い、さらに新しい基準での精査を平成18年度計画において実施する予定。 ・在職者訓練の自己負担割合を計画的に引き上げ。 ・職業能力開発大学校は15年度から受講料を国公立短大の授業料と同等の水準に引上げ。 ・公共職業能力開発施設において実施する離職者訓練については、訓練コースを精査し、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施。 ・委託訓練については、専修学校・各種学校のほか、大学・大学院・NPO・事業主等訓練委託先の開拓を行い、国の定める職業訓練実施計画に基づいた民間委託の拡大を確実に実施(離職者訓練受講者に占める民間委託の割合:14年度49.8%→16年度67.1%)。 ・職業訓練の実施にあたっては民間外部講師を積極的に活用(民間外部講師の活用割合:16年度16.7%)。

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p>【勤労者福祉施設(サンプラザ、スパウザ等)、移転就職者用宿舎業務】</p> <p>○勤労者福祉施設は、廃止期限を明確にし(遅くとも改革期間内)、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。移転就職者用宿舎は、現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する。</p>	<p>・独立行政法人雇用・能力開発機構法に反映。</p> <p>・勤労者福祉施設については、地方公共団体等への譲渡を実施。 (17年9月末現在、2,070施設中2,060施設を譲渡等済、10施設は譲渡等手続中(17年度末までに譲渡等手続完了予定))</p> <p>・雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)については、民間の学識経験者等からなる「雇用促進住宅基本課題検討会」により取りまとめられた報告書に基づき、事業廃止までの間は、家賃収入による独立採算による運営を確保し、雇用保険財政からの交付金等は一切使用しないことを前提条件とした上で、低所得勤労者が入居している状況等から、地方公共団体等への譲渡を進めることとし、計画修繕の実施や定期借家契約の導入など、地方公共団体等が譲り受け易くするための条件を整えながら譲渡を進め、譲渡できない住宅については、耐用年数経過後廃止する(経年による老朽化の激しい住宅等は、早期に廃止)。 (17年9月末現在、1,541住宅3,889棟中7住宅15棟を譲渡済、19棟が取壊し済、35住宅173棟が廃止決定済)</p>
<p>【雇用促進融資業務】</p>	
<p>○実績が少なく、政策的必要性が低下してきていることから、廃止する。</p>	<p>・13年度末をもって新規融資を廃止。</p>
<p>【雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金業務】</p> <p>○国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す。</p> <p>○雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金業務については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p>	<p>・厚生労働省による政策評価を実施。15年度に派遣労働者雇用管理研修助成金、能力再開発適応講習受講給付金、地域職業訓練推進事業助成金及び情報関連人材育成事業派遣奨励金を廃止するとともに、中小企業労働力確保法関係助成金について、整理・合理化を実施。16年度においては、情報関連人材育成事業助成金を廃止。</p> <p>・14年度から、若年者安定雇用促進奨励金、労働移動支援助成金、退職前長期休業助成金を国へ移管。</p> <p>・16年3月から小規模事業被保険者福祉助成金を国へ移管。 (14年度:878.5億円→15年度:516.4億円→16年度:383.3億円→17年度:337.7億円)</p>
<p>【海外職業訓練】</p>	
<p>○機構の業務としては廃止し、海外職業訓練に係るノウハウを有する民間法人に移管する。</p>	<p>・14年度限りで機構業務としては廃止。平成15年度から民間法人への直接委託に切替え。</p>
<p>●独立行政法人とする。</p>	<p>・第155回国会で法案成立。16年3月に設立。</p>

雇用促進住宅の事業廃止の方法について

補足資料4

I 独立採算確保方式

- 入居促進を行い、家賃等収入による独立採算
- 計画的な修繕を実施し、地方公共団体等を中心に譲渡推進
- 譲渡できない住宅は耐用年数経過後に廃止



概ね30年以内(平成46年度)に終了
最終残余额 15.0億円

II 事業廃止時期固定方式

- 入居促進を行い、原則家賃等収入による独立採算
- 計画的な修繕を実施し、地方公共団体等を中心に譲渡推進
- 事業廃止年度までに譲渡できない住宅は耐用年数経過前であっても廃止
 - ①10年後(平成27年度)に廃止
 - ②20年後(平成37年度)に廃止



①10年以内(平成27年度)に終了
最終残余额 Δ 671.6億円
②20年以内(平成37年度)に終了
最終残余额 Δ 431.0億円

III 事業強制廃止方式

- 新規入居を停止
- 計画的な修繕は実施せず、10年以内に全て廃止



10年以内(平成27年度)に終了
最終残余额 Δ 856.3億円

※ 国会付帯決議等から、本方式の実施は困難

- 強制的な入居者退去・住宅廃止を行うと、立退料及び取壊費の所要額が増大し、独立採算の確保が困難
- 廃止時期を早めるほど、赤字幅が拡大

早期事業廃止のための基本的方向性

【前提】

- 廃止までの運営は、国からの交付金、補助金等を今後一切使用しない
- 国庫に納付する譲渡等に伴う収入等を可能な限り多くする

【方向性】

- 入居促進により入居率の維持・向上を図り独立採算を確保
- 地方公共団体等への積極的な譲渡の推進及び、老朽化が著しい住宅等の廃止年度の繰り上げにより早期廃止を促進
- 30年にこだわらない早期廃止に向けた定期的な計画の見直し等による譲渡・廃止の着実な実施

雇用促進住宅に係るこれまでの国会附帯決議

雇用・能力開発機構法に対する附帯決議(抄) 衆議院労働委員会(平成11年3月12日)

- 3 移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡について、利用者へのサービス低下を招かないよう十分配慮するとともに、当該施設が地域振興に資するよう地方自治体等と十分に協議すること。

雇用・能力開発機構法に対する附帯決議(抄) 参議院労働・社会政策委員会(平成11年3月23日)

- 4 移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡並びに譲渡までの間の管理運営に当たっては、利用者へのサービス低下を招かないよう十分配慮するとともに、当該施設が地域振興に資するよう地方自治体等と十分に協議すること。

独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案に対する附帯決議(抄) 参議院厚生労働委員会(平成14年12月5日)

十三、独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

- 2 サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。